

亀山市告示第26号

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年2月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等高等職業訓練給付金事業実施要綱（平成22年亀山市告示第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「養成機関」とは、次の各号に掲げる資格を取得するための養成を行う機関をいう。</p> <p>[（1）～（11） 略]</p> <p><u>（12）雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）</u></p> <p><u>又は特定一般教育訓練給付若しくは専門実践教育訓練給付の指定講座で修業する資格（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合に限る。）</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において「養成機関」とは、次の各号に掲げる資格を取得するための養成を行う機関をいう。</p> <p>[（1）～（11） 略]</p> <p>[号を加える。]</p>

(13) [略]

[2～4 略]

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、養成機関において修業を開始した日以後において、次の要件を満たす者とする。ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者に限り対象者とする。

[(1) 略]

(2) 対象資格を取得するため、養成機関において1年 (令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合にあっては、6月) 以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者等

[(3) 略]

(給付金の支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する

(12) [略]

[2～4 略]

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、養成機関において修業を開始した日以後において、次の要件を満たす者とする。ただし、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者に限り対象者とする。

[(1) 略]

(2) 対象資格を取得するため、養成機関において1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者等

[(3) 略]

(給付金の支給額等)

第5条 給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する

年度（4月から7月までに当該職業訓練給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町の条例で定めるところにより当該市町民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合で修業の期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）については、月額14万円）

[（2） 略]

[2及び3 略]

4 准看護師の資格を取得するために給付金の支給を受けて養成機関において修業する者が、引き続き看護師の資格を取得するために給付金の支給を受けて養成機関において修業する場合は、

年度（4月から7月までに当該職業訓練給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町の条例で定めるところにより当該市町民税を免除された者及び母子家庭等自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額14万円）

[（2） 略]

[2及び3 略]

[項を加える。]

通算48月を超えない範囲で支給する。

5 [略]

(給付金の支給申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 申請者の児童扶養手当証書の写し

(申請者が児童扶養手当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)並びに養育費に関する申告書(様式第2号)

[(3) 略]

4 [略]

(給付金の支給申請)

第7条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

[(1) 略]

(2) 申請者の児童扶養手当証書の写し

(申請者が児童扶養手当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

[(3) 略]

(給付金の支給決定)

第8条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査した上で、給付金の支給の可否を決定し、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(給付金の請求等)

第9条 前条に規定する支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書（様式第4号）に、在籍証明書を添付して、毎月、市長に請求しなければならない。

[2 略]

(受給資格の喪失等)

第11条 [略]

2 支給決定者は、前項第2号及び第3号に該当することになったときは、速やかに母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（様式第6号）により、当該取消しに係る者に通知するものとする。

(給付金の支給決定)

第8条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査した上で、給付金の支給の可否を決定し、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付金の請求等)

第9条 前条に規定する支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金請求書（様式第3号）に、在籍証明書を添付して、毎月、市長に請求しなければならない。

[2 略]

(受給資格の喪失等)

第11条 [略]

2 支給決定者は、前項第2号及び第3号に該当することになったときは、速やかに母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第12条 [略]

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書（様式第5号）により、当該取消しに係る者に通知するものとする。

<p>(更新申請)</p> <p>第14条 養成機関における修業を修了する月が給付金の支給の決定を受けた年度の翌年度以降にある者は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給更新申請書(様式第7号)を市長が定める日までに提出しなければならない。</p>	<p>(更新申請)</p> <p>第14条 養成機関における修業を修了する月が給付金の支給の決定を受けた年度の翌年度以降にある者は、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給更新申請書(様式第6号)を市長が定める日までに提出しなければならない。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。）」に改め、「含む。）」の次に「並びに養育費に関する申告書」を加える。

様式第6号を様式第7号とし、様式第2号から様式第5号までを1様式ずつ繰り下げ、様式第1号の次に次の1様式を加える。

養育費に関する申告書

年 月 日

亀山市長

様

申告者 住所
氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

個人番号

前年（1月から7月までの間に申告する者にあつては、前々年。以下同じ。）に受け取った養育費について、次の記入要領に従って記入してください。			
区 分	受取人	養育費の額	受取状況
	母親・父親・児童	円	
	母親・父親・児童	円	
	母親・父親・児童	円	
	母親・父親・児童	円	
合 計	母親・父親	円	
	児童	円	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 ※本人が署名しない場合は、記名押印してください。			

〈養育費に関する申告書の記入要領〉

- この申告書は、前年に前配偶者から養育費を受け取っているのかどうか、及び受け取っている場合には、その額を確認するためのものです。
- 前配偶者から前年の1月から12月までの間に、母親、父親又は児童（これらの代理人を含みます。）が受け取った養育費がある場合には、その額を記入してください（養育費に当てはまるもの等については、下記5をご確認ください）。
- 前配偶者が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には、区分の欄に前配偶者の名前を記入し、それぞれに記入してください。なお、前配偶者が1人の場合は、区分の欄に前配偶者の名前を記入していただく必要はありません。
- 受取状況の欄には、次の例に従って記入してください。
例1 毎月5万円を12か月間受け取っている場合には、「月々5万円、12か月分」と記入してください。
例2 4月、8月、12月に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合には、「年3回 1万円、3万円、5万円」と記入してください。
例3 1年分の養育費を1回で受け取っている場合には、「年1回」と記入してください。

5 養育費とは、次の要件の全てに当てはまるものをいいます。

- (1) 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親が支払ったものであること。
- (2) 金銭又は小切手、手形、株券、商品券等の有価証券であること。
- (3) 支払方法が、手渡し、郵送又は銀行口座への振込みであること。
- (4) 仕送り、生活費、自宅などのローンの肩代わり、家賃、光熱費等児童の養育に係のある経費として支払われていること。

6 次のようなものは、養育費には当てはまりません。

- (1) 児童扶養手当を受給している母親又は父親が監護している児童の父親又は母親以外の者から支払われたもの
- (2) 母親、父親又は児童（これらの代理人を含みます。）以外の者が受け取っているもの
- (3) 不動産（土地、建物等）又は動産（自動車、家財道具等）により支払われたもの
- (4) 慰謝料又は財産分与として支払われるもの

注

- 1 申告者が未婚の母である場合であっても、父親が児童を認知しているときは、前年に当該児童を認知している父親から養育費を受け取っているのかどうか、及び受け取っている場合には、その額を確認させていただきます。この場合においては、「前配偶者」とあるのは、「児童を認知している父親」と読み替えてください。
- 2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合は、自分の子の養育に必要な費用として受け取っている養育費についてのみ申告してください。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。